

第167回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第4号

平成30年4月3日かすみがうら市農業委員会告示第4号をもって、平成30年4月10日(火)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第167回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年4月10日(火) 午後1時30分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齊藤 幸雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳	係長 永田 昌之(書記)
主任 水野谷 里子	主任 松澤 智之	

6. 議事録署名委員

13番 市川 敏光 14番 栗原 進一

7. 議事日程

諸般の報告について
議事録署名委員について
日程の決定について
報告案件について
報告第12号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

議案審議について

議案第24号 農業委員会事務局職員の任免について
議案第25号 農業委員会事務局職員の任命について
議案第26号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第29号 農地改良協議書に対する同意について
議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構)
議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

その他

8. 閉会

午後2時27分開会

事務局長	只今から、平成30年度第167回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願いいたします。
議長	会長あいさつ はじめに、事務局長補佐より諸般の報告をお願いします。
事務局長補佐	(諸般の報告朗読)
議長	次に、会議録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 会議録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、13番 市川 敏光委員、14番 栗原 進一委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。
議長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	次に報告第12号、第13号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第24号 農業委員会事務局職員の任免について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 農業委員会等に関する法律第26条第3項及び農業委員会事務局組織規則第3条第4項に基づき、事務局職員の任免につきましては、農業委員会が行うとあります。 本議案は、4月1日付けの人事異動により、本日付で農業委員会事務局への出向を解き、市長部局へ異動させるものです。(職・氏名・異動先朗読)以上です。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第24号 農業委員会事務局職員の任免について」は、原案のとおり決定いたしました。 ここで、鈴木主幹から、あいさつをお願いします。
鈴木主幹	(あいさつ)
議長	次に、「議案第25号 農業委員会事務局職員の任命について」上程します。

	事務局より説明をお願いします。
事務局	説明いたします。 農業委員会等に関する法律第26条第3項及び農業委員会事務局組織規則第3条第4項に基づき、事務局職員の任命につきましては、農業委員会が行うとあります。本議案は、4月1日付けの人事異動により、本日付けで農業委員会事務局職員の職を命ずるものです。(職・氏名・前所属朗読)以上です。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第25号 農業委員会職員の任免について」は、原案のとおり決定いたしました。 ここで、大久保事務局長から、代表して新任の挨拶と席の移動をお願いします。
事務局長	(あいさつ)
議長	次に「議案第26号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
5番 塚本委員	4月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、栗山委員と海東委員と私、塚本の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号1番は、 の 前の県道沿いのハス田1筆と、そこから約150m南に位置するハス田2筆の合計3筆になります。現況はきれいに管理されたハス田でした。申請人は、父が高齢のため後継者として農地を借り受けるため、今回の申請に至りました。作付作物はレンコンです。 番号2番は、 の 集落センターの約600m北西に位置する畑1筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物はイチゴを計画しています。 番号3番は、 より 集落に向かう途中の 橋から約300m南に位置する、 川沿いのハス田1筆になります。現況はきれいに管理されたハス田でした。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物はレンコンです。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしく願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	賛成多数ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第26号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。
議 長	事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
5番 塚本委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、 の に隣接する県道沿いの畑1筆で第2種農地と判断しました。現況は農業用倉庫と売店が一部取り壊している状況で、申請人から始末書が添付されております。申請人は新たに農業用倉庫兼売店を建設するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、 の県道沿いにある から、約800m 方面へ向かった場所で、申請人が管理する墓地に隣接する畑1筆となります。申請地は第1種農地と判断しました。現況は既に砕石が敷かれており、申請人から始末書が添付されております。申請人は、墓地の駐車場が手狭なため、新たに乗用車9台分の駐車場を計画しています。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張であり、拡張となる今回の申請面積が既存施設である墓地の面積、1,485㎡の2分の1以内であることから不許可の例外に該当し、許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
5番 塚本委員	説明いたします。図面番号3番をご覧ください。 番号1番は、先程の4条許可申請の番号1番に隣接する畑で、第2種農地と判断しました。現況は碎石が敷かれており、申請人から始末書が添付されております。申請人は父の農地を譲り受け、自己住宅を建設する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号4番をご覧ください。 番号2番は、 の約450m北西に位置する畑1筆で、第2種農地と判断しました。現況はきれい管理されておりました。申請人は父の農地を譲り受け、自己住宅を建設する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、「議案第29号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
5番 塚本委員	<p>図面番号5番をご覧ください。</p> <p>番号1番は、学校の約400m北東に位置する畑1筆です。申請人は、畑の一部が低く不便なため、市が発注した地内の道路排水整備工事から発生する土、110㎡を入れ、段差解消をするための申請となります。改良後は野菜を作る計画となっております。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。議案第29号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第29号について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第29号 農地改良協議に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、利用権設定の内容についてご説明いたします。</p> <p>今回利用権の設定は全体で21件。面積は53,512㎡、その内新規は14件で、作物は水稲、レンコン、野菜、果樹となります。再設定は7件、作物は水稲、レンコン、野菜となります。</p> <p>以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思われま。</p>
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	全員賛成ですので、「議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	<p>16ページ 農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。</p> <p>茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件。</p> <p>面積は9,466㎡です。作物は水稲になります。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしている</p>

	と考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業について」は、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、「議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	18ページ、農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成30年3月26日付で農用地利用配分計画案の意見を求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので計画案が1件、面積は9,466㎡です。なお、議案第31号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議 長	この前の臨時総会でお話のありました部会ではありますが、これまで同様の農地部会・農政部会を設定するという事で、人選についてお手元に(案)を示してございます。(案)のとおりご承認いただけますでしょうか。 (執行部一任)
議 長	執行部一任ということですので、原案のとおり可決いたします。 それでは、部会ごとに分かれて頂いて、部長、部長代理の選任をお願いします。
1番 栗山委員	この前の委員会で、部会は任意だということで、説明があった。 農地法で部会を設けることができる。委員の人数は条例で定めるとある。というような文言が法律に書いてある。当然、今、条例に部会の人数はないわけで、これ決まったならば、速やかに6月の定例会に条例で定めてほしいと思う。
事務局	部会については、この改正前は、21人以上の委員の場合は、設けることとされて

	いたのですが、現在は、県の農業会議に確認しましたら、県内で部会を設置しているところはないという回答を得ています。
1番 栗山委員	県内で無くても法律で設けることができる。作った場合は、委員の数を条例で定めるとしている。他の委員会はどうでもいい。ここの委員会は、ここの委員会です。法律を遵守するのが我々ですから。簡単でしょ、作るの。
6番 飯田委員	栗山委員が言う通り、3月28日の任命式の後に農地部会、農政部会を作る採決をしている。条例に設ければ問題ない。書面にもあるように、作っていただければ幸いである。なぜ作るかという、会長と代理の補佐をするという観点からも委員はいた方がよい。
事務局	農地部会と農政部会の条例化については、次の総会までに、県を含めまして確認させていただいてお答えしたいと思います。 農地部会、農政部会の人選(案)は、保留にさせていただき、次回まで先送りさせていただきたいと思います。
議 長	来月の総会に説明するというので、ご了承をお願いします。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	「互助会規約」「農林水産省から推進委員の皆様へ」資料配布 委員会関係例規の改正について 農業委員会活動記録セットの記入方法について 市広報誌5月号に農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介について 農地中間管理事業勉強会について 農業委員と推進委員合同の歓送迎会について
議 長	以上をもちまして第167回総会を閉会いたします。 長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。 (午後2時27分 閉会)